

(1)低炭素建築物新築等計画の認定(法第53条第1項)の申請手数料
(建築確認の同時申請(法第54条第2項)の申出がない場合)

令和7年4月1日

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき

(ア)モデル建物法以外※の評価によるもの

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
非住宅	300㎡未満	244,000円	14,000円
	300㎡以上 1,000㎡未満	302,000円	21,000円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	385,000円	32,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	543,000円	85,000円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	665,000円	132,000円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	783,000円	166,000円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	891,000円	206,000円
	50,000㎡以上	1,107,000円	286,000円

※ 標準入力法、主要室入力法、BEST省エネツール等

(イ)モデル建物法(簡易計算法)の評価によるもの

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
非住宅	300㎡未満	96,000円	14,000円
	300㎡以上 1,000㎡未満	120,000円	21,000円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	155,000円	32,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	246,000円	85,000円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	318,000円	132,000円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	380,000円	166,000円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	445,000円	206,000円
	50,000㎡以上	574,000円	286,000円

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき

(ア)誘導性能基準で認定を受けるとき

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
一戸建て住宅	200㎡未満	47,000円	8,700円
	200㎡以上	50,000円	8,700円
共同住宅 又は 長屋住宅	300㎡未満	82,000円	14,000円
	300㎡以上 2,000㎡未満	128,000円	24,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	209,000円	49,000円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	295,000円	85,000円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	568,000円	134,000円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	994,000円	200,000円
	50,000㎡以上	1,817,000円	301,000円

(イ)誘導仕様基準で認定を受けるとき

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
一戸建て住宅	200㎡未満	25,000円	8,700円
	200㎡以上	26,000円	8,700円
共同住宅 又は 長屋住宅	300㎡未満	40,000円	14,000円
	300㎡以上 2,000㎡未満	64,000円	24,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	111,000円	49,000円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	164,000円	85,000円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	294,000円	134,000円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	493,000円	200,000円
	50,000㎡以上	859,000円	301,000円

(ウ)誘導併用基準で認定を受けるとき

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
一戸建て住宅	200㎡未満	36,000円	8,700円
	200㎡以上	38,000円	8,700円
共同住宅 又は 長屋住宅	300㎡未満	61,000円	14,000円
	300㎡以上 2,000㎡未満	96,000円	24,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	160,000円	49,000円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	229,000円	85,000円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	432,000円	134,000円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	745,000円	200,000円
	50,000㎡以上	1,338,000円	301,000円

ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき

住宅の用途以外の用途に供する部分についてアの金額に、住宅の用途に供する部分についてイの金額を加算した金額

(2)建築確認の同時申請の申出がある場合

・(1)の規定により算定した手数料に加えて建築確認申請手数料が必要。

(3)低炭素建築物新築等計画の変更(法第55条第1項)の
認定の申請に対する審査の手数料

【建築確認の同時申請の申出がない場合】

・変更に係る部分の床面積の合計の2分の1とし、(1)の表による面積区分により算定した手数料とする。

・法第53条第2項第3号に掲げる資金計画のみを変更する場合にあっては、4,800円

(4)低炭素建築物新築等計画の変更(法第55条第1項)の
認定の申請に対する審査の手数料

【建築確認の同時申請の申出がある場合】

・(3)の規定により算定した手数料に加えて建築確認申請手数料が必要。

(5)低炭素建築物新築等計画の軽微な変更(法施行規則第
46条の2)の申請に対する審査の手数料

・変更に係る部分の床面積の合計の2分の1とし、(1)の表による面積区分により算定した手数料とする。